

作業環境測定の結果の評価に係る 管理濃度が改正されます

- 三酸化砒素の管理濃度の設定
- シアン化カリウム等 21 物質の管理濃度の変更
- 粉じん及び石綿の測定方法の一部変更

1 作業環境評価基準の改正について

管理濃度が下表のとおり改正されます。(作業環境評価基準別表関係)

管理濃度新旧対照表

		管理濃度（旧）	管理濃度（新）
1	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	$2.9 / (0.22Q+1) \text{ mg/m}^3$ Q: 遊離けい酸含有率 (%)	$3.0 / (0.59Q+1) \text{ mg/m}^3$ Q: 遊離けい酸含有率 (%)
②	石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）	5 μm 以上の纖維として 2 本 / cm ³	5 μm 以上の纖維として 0.15 本 / cm ³
③	三酸化砒素	—	砒素として 0.003mg/m ³
4	シアン化カリウム	シアンとして 5mg/m ³	シアンとして 3mg/m ³
5	シアン化水素	5ppm	3ppm
6	シアン化ナトリウム	シアンとして 5mg/m ³	シアンとして 3mg/m ³
7	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）	水銀として 0.05mg/m ³	水銀として 0.025mg/m ³
8	パラーニトロクロルベンゼン	1mg/m ³	0.6mg/m ³
9	弗化水素	3ppm	2ppm
⑩	ベンゼン	10ppm	1ppm
11	マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	マンガンとして 1mg/m ³	マンガンとして 0.2mg/m ³
12	硫化水素	10ppm	5ppm
13	鉛及びその化合物	鉛として 0.1mg/m ³	鉛として 0.05mg/m ³
14	アセトン	750ppm	500ppm
15	イソプロピルアルコール	400ppm	200ppm
16	キシレン	100ppm	50ppm
17	酢酸イソプロピル	250ppm	100ppm
18	酢酸エチル	400ppm	200ppm
19	ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）	100ppm	50ppm
20	スチレン	50ppm	20ppm
21	トリクロルエチレン	50ppm	25ppm
22	ノルマルヘキサン	50ppm	40ppm

注 1) 三酸化砒素は、新たに管理濃度が設定された物質で、特定化学物質等障害予防規則第 36 条の 2 により作業環境測定の結果の評価が必要となります。

注 2) 番号に○をつけた物質は、評価結果の記録を 30 年間保存しなければなりません（特化則第 36 条の 2）。